

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して、令和3年度より「第8次（2021～2023年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第8次期間中（2021～2023年度）も引き続き、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第25回「障がいがある人の人権問題について」

みなさんは障がいがある人が困っていたらどうしますか？

「声をかける」「見て見ぬふりをする」など、様々な方がいると思いますが、実際には「どうしたらよいのかわからない」という人も多いのではないのでしょうか。

障がいがある人もない人もすべての人にとって住みよい社会を実現するにはどのようなことが必要なのでしょうか。

「障がいがある人」とは、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい（発達障がい含む）」や心身の機能等に障がいがあり、障がいや障がいのある人が感じる不便さや困難さといった社会の中のバリア（障壁）によって、生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

障がいがある人に対する、差別や偏見、無理解は「心のバリア」です。「かわいそう」「危ないから出歩かないほうがよいのでは」「自分には関係ない」など、このようなバリアに自分自身が気づき、バリアを取り払って行動することが「心のバリアフリー」といえます。

もし駅やお店などで困っている障がいがある人に出会った場合、どのような手助けができるのでしょうか。難しいことをするのではなく、「声をかける」「近くの駅員や店員に声をかける」など、自分にできることを考えてみましょう。

一人一人が相手の立場に立って考えることができれば、きっと何か行動できるのではないのでしょうか。

もちろん障がいがあってもなくても、行動に制限のない社会をつくっていくことも考えていきましょう。